

## 新型コロナウイルスワクチン接種 キャンセル待ち希望者登録にあたっての留意事項

- キャンセル待ち希望者登録届出書の記載内容に不備がある場合、キャンセル発生時にご連絡できないことがあります。
- お一人につき複数枚の登録届出書が提出された場合、いずれの届出書も無効とし、その方の登録は抹消させていただきます。
- 登録届出書は、保健課へ届いた日付順（同日に届いた場合は、担当者が処理をした順）に登録台帳につづり、キャンセルが発生した場合、登録台帳の上位者から順にご連絡させていただきます。
- ワクチンの有効期限（溶かしてから6時間以内）の関係上、登録台帳の順位にかかわらず、キャンセルが発生した集団接種会場または医療機関のお近くにお住まいの方に優先的にご連絡させていただく場合があります。
- キャンセル発生時にご連絡させていただいた際、お電話に出られない方や集団接種会場または医療機関に指定時間までに来られないとご回答いただいた方については、その時点における登録台帳の最下位に回させていただきます。
- キャンセルが発生した集団接種会場または医療機関で接種を受けていただく場合、その3週間後の2回目接種も原則として同一の接種会場または医療機関で受けていただくことになります。
- キャンセル待ち希望者として登録された場合でも、通常どおり予約を取って接種を受けていただいても構いません。また、そのような場合でも、保健課へのご連絡は不要です（ご連絡いただいても、その時点での登録の抹消はできません）。その後、登録台帳の順位によりご連絡させていただいた際に、すでに接種を受けられた旨をお伝えいただければ、その時点で登録を抹消させていただきます。
- 登録台帳上の順番が来た時点において、おおむね1週間以内に接種の予約を取られていることが確認できた場合はご連絡を控えさせていただきます。
- 登録届出書を提出された後、保健課にご連絡いただいても、登録状況に関するお問い合わせ（ご自分が確実に登録されているか、登録台帳でどの辺りの順位にいるか等）にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。